

アイランド

商標規則

2019年1月14日までの改正を含む

目次

序

- 規則 1 簡略名称
- 規則 2 解釈
- 規則 3 施行
- 規則 4 手数料
- 規則 5 国外登録取得に際しての使用の証明書
- 規則 6 商品及びサービスの分類
- 規則 7 書類の署名
- 規則 8 書類の提出
- 規則 9 翻訳文
- 規則 10 送達宛先
- 規則 11 既存規則等の廃止

登録出願

- 規則 12 登録出願
- 規則 12A
- 規則 13 優先権主張
- 規則 14 出願は2以上の類についてすることができる
- 規則 15 登録することができない事項

出願受領時の手続

- 規則 16 調査
- 規則 17 公告
- 規則 18 登録に対する異議申立書
- 規則 18A
- 規則 19 答弁書
- 規則 20 異議申立の裏付証拠
- 規則 21 出願の裏付証拠
- 規則 22 異議申立人による応答証拠
- 規則 23 追加証拠
- 規則 24 証拠書類
- 規則 25 聴聞
- 規則 26 出願の補正
- 規則 27 長官の決定及び理由の通知

標章の分割，併合及び連続標章

規則 28 標章の分割

規則 28A

規則 29 別個の出願又は登録の併合

規則 30 連続商標の登録

団体標章及び証明標章

規則 31 第 54 条に基づく出願

規則 32 団体標章の使用を管理する規約の補正

規則 33 第 55 条に基づく出願

規則 34 証明標章の使用を管理する規約の補正

登録商標の変更及び放棄

規則 35 登録商標の変更

規則 36 登録商標の放棄

更新及び回復

規則 37 登録更新の督促

規則 38 登録の更新

規則 39 登録の更新の遅れ及び削除

規則 40 登録の回復

取消，無効及び更正

規則 41 取消，無効宣言及び登録簿更正の請求手続

登録簿

規則 42 登録簿の様式

規則 43 登録商標の詳細の登録簿への記入

規則 44 登録可能な取引の詳細の登録簿への記入

規則 45 第 29 条に基づく取引の登録請求

規則 46 第 31 条に基づく通知

規則 47 登録簿の閲覧

規則 48 認証謄本等の提供

規則 49 登録簿上の名称及び宛先変更の請求

規則 50 分類の変更

登録商標代理人

規則 51 登録請求

規則 51A 資格等の証拠

規則 51B 一定の事情の変化については長官に通知すべきこと

規則 52 代理人の権限の証拠を要求することができる

- 規則 53 商標代理人登録簿への記入
- 規則 54 商標代理人登録簿の記入事項の公告
- 規則 55 年次登録手数料の納付
- 規則 56 商標代理人登録簿からの削除の請求
- 規則 57 第 88 条(3)に基づく裁判所への請求の長官に対する通知
- 規則 58 商標代理人登録簿への回復の請求
- 規則 59 長官は一定の代理人との関係を拒絶することができる

長官の権限及び義務，証拠並びに費用

- 規則 60 情報の提供及び書類の閲覧
- 規則 61 聴聞
- 規則 62 書類，情報又は証拠を要求する長官の権限
- 規則 63 期間を延長する一般権限
- 規則 64 費用

誓約書

- 規則 65 誓約書の様式
- 規則 66 国外で作成された誓約書
- 規則 67 誓約書を証明力のあるものにする公職者の印章の通知

裁判所への請求及び裁判所の命令

- 規則 68 裁判所への請求
- 規則 69 裁判所の命令

雑則

- 規則 70 非就業日
- 規則 71 調査
- 規則 72 係属中の登録出願
- 規則 73 登録に必要な手数料の納付期限
- 規則 74 証拠，署名等を免除する権限
- 規則 75 補正の一般権限
- 規則 76 部分的譲渡
- 規則 77 非排他的ライセンス
- 規則 78 係属中の出願変更のための様式
- 規則 79 様式

附則 1 納付手数料

附則 2 様式（略）

序

規則 1 簡略名称

本規則は、1996年商標規則として引用することができる。

規則 2 解釈

(1) 本規則において、文脈上別段の解釈を要する場合を除き、次の解釈を行う。

「法」とは、1996年商標法(1996年 No. 6)をいう。

「代理人」とは、本規則により適正に授権され、商標代理人登録簿に登録された代理人をいう。

「様式」とは、附則 2 に述べる様式をいう。

「附則」とは、本規則の附則をいう。

「条」とは、商標法の条をいう。

「明細書」とは、商標登録の対象又は登録見込の対象となる物品又はサービスの陳述書をいう。

(2) 本規則において、ある条のある項は、条番号直後に括弧内番号により表示する。

規則 3 施行

本規則は、1996年7月1日に施行する。

規則 4 手数料

(1) 法及び本規則に基づく事項について納付されるべき手数料は、附則 1 に規定する手数料とする。

(2) 手数料は、アイルランドの通貨により納付する。

(3) 手数料の納付は、長官が受領できる方法で行わなければならない。

(5) (a) 正規に納付された手数料の全額又は一部の免除の請求は、書面で行わなければならない。

(b) 当該請求に係る長官の決定に対しては、不服申立をすることができない。

規則 5 国外登録取得に際しての使用の証明書

(a) 長官は、長官の下で係属中の出願の主題であるか又は長官が登録簿に登録済である標章の外国登録出願に関して使用のための証明書を交付することができる。

(b) 証明書には、係属中の出願又は登録に係る適切な情報を含める。

規則 6 商品及びサービスの分類

商標登録の目的上、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定(1957年6月15日)により、商品及びサービスを分類しなければならない。

規則 7 書類の署名

パートナーシップ若しくは法人により又はその代理として署名されるべき書類は、当該書類を署名すべく適正に授権された者により署名されなければならない。

規則 8 書類の提出

(a) (i) 法又は本規則に基づき長官又は他の者への送達を許可され又は要求される請求，通知その他の書類は，郵送することができる。

(ii) 送付の証明に際しては，郵便物が適正に名宛され，先払い(必要な場合)された上で投函されたことの証明を以って十分とする。

(b) 長官は，自己が指定し公報に公告された条件に従う他の方法による請求，通知又は書類の提出を，自己の裁量により認容することができる。

(c) 請求，通知又は書類は電子形態で送達できる旨を長官が明示している場合は，副本を提出すべき旨の本規則による要件は適用されない。

規則 9 翻訳文

(1) 法又は本規則に基づく手続に関して外国語による書類又はその一部が長官へ送付される場合は，長官が納得するように認証された翻訳文も長官に提出されなければならない。

(2) 長官は，自己の見解では不正確である翻訳文の受理を拒絶することができ，その結果，長官の納得するように認証された別の翻訳文が適正な数の写しと共に提出されなければならない。

規則 10 送達宛先

(1) (a) 各出願人及び法又は本規則に基づく手続の関係人並びに各商標所有者は，1992年5月2日オポルトで調印された欧州経済領域協定(現に修正されたもの)の締約国である国における送達宛先を長官に提出するものとし，当該宛先は，法及び本規則に基づく全ての目的のために，当該宛先を提出した者の実際の宛先として取り扱われる。

(b) 当該出願人，関係人又は商標所有者に対して，送達宛先に送付された郵便は，正規に送達されたものとみなす。

(2) 本条規則の適用上，送達宛先を商標代理人登録簿に登録された代理人の宛先で構成することを関係人又は商標所有者が望む場合は，長官は，登録された代理人の名称を含む送達宛先であって，「現に，商標代理人登録簿に登録された代理人の宛先に」の文言を伴うものを容認することができる。

(3) 送達宛先が(1)に基づき要求されたように提出されない場合は，長官は，関係人に通知を出し，その通知日後2月以内に送達宛先を提出するよう求める。当該人が通知に応じない場合は，次のとおりとする。

(a) 第37条，第51条，第52条又は第67条に基づく請求人の場合は，請求は放棄されたものとみなす。

(b) 第43条(2)又は第43条(3)にいう者の場合は，当該人は手続を取り下げたものとみなす。

(c) 規則41に基づく出願の主題である登録商標の所有者の場合は，当該所有者は，手続に参加することを許されない。

規則 11 既存規則等の廃止

(1) (2)に従うことを条件として，附則3に規定する規則はここに廃止する。

(2) 前記規則は，法第100条及び法第3附則により1963年法が引き続き適用される事項に

は、引き続き適用される。

登録出願

規則 12 登録出願

- (1) 第 38 条の適用上次の書類がここに定められる。
 - (a) 商標の登録を求める旨を表明し、登録請求人の名称及び宛先を含む書類
 - (b) 登録を求める標章の表示を含む書類
 - (c) 標章の登録対象である商品又はサービスが陳述されている書類
- (2) (a) 商標の登録出願は、様式 1 で行い、当該様式により要求される情報を含まなければならない。
 - (b) 優先権が主張される場合は、優先権の主張に関し様式 1 により要求される情報が当該様式で提出されなければならない。
 - (3) (a) 標章の表示サイズは、8 cm x 8 cm 以下とする。ただし、長官が、特定の出願において、これを上回るサイズに同意する場合はこの限りでない。
 - (b) 長官は、標章の追加の表示を出願人に請求することができる。
 - (c) 出願が立体標章の登録を求める旨を表明する場合は、標章の表示は、標章の写真複製又は図形複製により構成する。透視図は 6 点以下を提出することができる。標章を最も特徴的に示す表示を様式 1 に指定する位置に配し、他の透視図を別紙で提出する。
 - (d) 長官は、登録出願の目的上、標章の表示の提出及び様式につき、一般的に又は特定の登録出願に言及して指示を発令することができる。
 - (4) 出願人が、標章は使用時に特定の色とする旨陳述する場合は、登録出願の受理時にその趣旨が長官により公告され、標章が登録されたときは、登録簿に掲載される。
 - (5) 出願手数料が出願と共に提出されず、かつ、第 38 条(1)に規定の登録出願日後 1 月の期間内に受領されない場合は、出願は、当該期間の終了時に放棄されたものとみなされる。

規則12A

- (1) 法第37条の適用上、商標の登録出願は、該当する事情に応じ、下記の(2)(a)から(k)までに従って行われるものとし、かつ、
 - (a) 求める登録の対象とする標章の表示を含まなければならないが、また、
 - (b) その標章についての説明を含めることができる。説明を含めるときは、その説明は表示と一致していなければならないが、表示の範囲を拡張するものであってはならない。
- (2) 商標登録出願が次の(a)から(k)に記載した商標の種類何れかに関するものである場合は、商標の種類とその表示は、下記の通り、相互に合致していなければならない。
 - (a) 商標であって、語若しくは文字、数字、他の標準的の文字又はその組み合わせのみによって構成されているもの(以下、本規則においては、「文字標章」という。)の場合は、標章の表示は、図形的特徴又は色彩を付加しない標準的筆記体と配置による標章の複製によって構成されていなければならない。
 - (b) 商標であって、非標準文字、様式若しくは配置又は図形的特徴若しくは色彩が使用されており、かつ、図形的要素によってのみ構成されているもの(以下、本規則においては、「図形標章」という。)の場合は、標章の表示は、全ての図形的要素及び該当するときは、その色彩を示す標章の複製によって構成されていなければならない。
 - (c) 商標であって、(a)にいう文字標章の要素及び(b)にいう図形標章の要素の組み合わせによ

って構成されているもの場合は、標章の表示は文字及び図形の双方の要素並びに該当するときは、色彩を示す複製によって構成されていなければならない。(以下、本規則においては、「組み合わせ標章」という。)

(d) 商標であって、物品自体、包装、容器又は外観を含め、3次元形状によって構成されている場合は(本規則においては、「3次元形状標章」という。)、下記の規定を適用する。

(i) 標章の表示は、コンピュータによって作成される画像を含む、形状の図示的複製又は写真複製の何れかによって構成されなければならない。

(ii) 図形的又は写真による複製は、異なる種類の方位図を含むことができる。

(iii) 表示が電子的に提供されない場合は、表示は6の方位図までを含むことができる。

(iv) 標章を最も特徴的に示す表示は様式1に指定されている欄に記載され、追加の透視図は別紙で提出する。

(e) 商標であって、生産物上におかれる又は生産物に添付される特定の方法によって構成されるもの場合は(本規則においては「位置標章」という。)下記の規定を適用する。

(i) 標章の表示は、その標章の位置並びにそれが関連する物品に対する大きさ及び比率を適切に示す複製によって構成する。

(ii) 登録の主題を構成しない要素は、できれば破線又は点線によって視認されるようにする。

(iii) 表示には、その記号を物品に添付する方法の明細を示す説明を添付することができる。

(f) 商標であって、規則的に反復される1群の要素によってのみ構成されているもの(以下、本規則においては「パターン標章」という。)の場合は、標章の表示は反復のパターンを示す複製によって構成されなければならない。表示には、その要素が反復される方法の詳細を述べる説明を添付することができる。

(g) 下記(i)又は(ii)という商標の場合であって(以下、本規則においては「色彩標章」という。)その標章が以下の事項のみで構成される、

(i) 輪郭を有さない単一色によっている場合は、標章の表示は、その色彩の複製及び一般的に承認されている色コードによる指定、又は

(ii) 輪郭を有さない、色彩の組み合わせによっている場合は、標章の表示は、統一された、事前の決定による色彩の組み合わせによる体系的配置を示す複製及び一般的に承認されている色コードの指定によるそれらの色彩の提示によって構成されていなければならない。また、色彩の体系的配置を述べる説明を含めることができる。

(h) 商標であって、音響又はその組み合わせによってのみ構成されているもの(本規則においては、以下、「音響標章」という。)の場合は、

(i) 商標の表示は、その音響を複製するオーディオファイル又はその音響を音符によって正確に複写することによって、構成されなければならない。また

(ii) 標章の表示がオーディオファイルのみによって構成される場合は、出願全体は電子的フォーマットによって提出しなければならない。

(i) 商標であって、その標章の要素の位置の移動又は変化によって構成されているもの(本規則においては、以下、「動的標章」という。)の場合は、

(i) 標章の表示は、ビデオファイル又は運動若しくは位置の変化を現わす一連の静止画像によって構成されなければならない。

(ii) 静止画像が使用される場合は、画像には番号を付すこと又はその系列を明らかにする説明書を添付することができる。

- (iii) 標章の表示がビデオファイルのみによって構成される場合は、出願全体を電子フォーマットによって提出しなければならない。
- (j) 商標であって、映像と音響の組み合わせによって構成されているものは(本規則においては、以下「マルチメディア標章」という。)
- (i) 標章の表示は、映像と音響の組み合わせをオーディオ・ビジュアルファイルによって構成されていなければならない。また、
- (ii) 標章の表示がオーディオ・ビジュアルファイルによって構成されている場合は、出願全体を電子フォーマットで提出しなければならない。
- (k) 商標であって、ホログラム特性を有する要素によって構成されているもの場合は(本規則においては「ホログラム標章」という。)
- (i) 標章の表示は、その全体におけるホログラム効果を十分に確認するのに必要な図を含むビデオファイル又は写真複製のグラフィックによって構成されていなければならない。また
- (ii) 標章の表示が排他的にビデオファイルによってのみ構成されている場合は、出願全体を電子的フォーマットによって提出しなければならない。
- (3) 商標の表示が電子的に提出する場合は、長官はそのフォーマット及び電子ファイルのサイズ並びに他の技術的仕様を定める。
- (4) 商標の表示が電子的に提出する必要がない場合は、その表示は本規則12(3)(a)の方法によって提出される。

規則 13 優先権主張

第 40 条又は第 41 条により優先権が主張される場合は、長官の納得するように、先の出願に係る出願日、出願国、標章の表示、商品又はサービス及び先の出願番号を確認する所轄国内当局による証明書又は長官が要求する証拠資料が、出願と共に又は出願後 3 月以内に提出されなければならない。

規則 14 出願は 2 以上の類についてすることができる

- (1) ニース協定の 1 又は複数の類について、単一の登録出願をすることができる。
- (2) 各々の出願は、それに係る類を指定し、登録を求める類に関する商品又はサービスを指定しなければならない。
- (3) 長官は、出願人に対して、該当しない類への言及により商品又はサービスを指定する出願を補正し、かつ、追加の類手数料が必要な場合はそれを納付するよう要求することができる。

規則 15 登録することができない事項

長官は、標章の表示において次の事項の何れかが現れる標章の登録出願を受理することを拒絶することができる。

- (a) 「特許」、「特許された」、「登録された」、「著作権」又は類似の意味を有するその他の語若しくは表象
- (b) 第 9 条(3)にいう紋章、記章又は図案であって、登録に対して関係公共機関の書面による同意が長官に提出されていない場合のもの
- (c) 1961 年工業調査・規格法(1961 年 No. 20)第 31 条により登録が禁止されている語又はイ

ニシャル

出願受領時の手続

規則 16 調査

- (1) 第 10 条及び第 11 条の適用上、先の商標の調査範囲及び方法は、長官の定めるところとする。
- (2) 長官は、自己の裁量により、出願受理前はいつでも調査を更新させることができる。

規則 17 公告

受理された登録出願は、長官が指示する方法で公報に公告されるものとし、長官は当該受理を出願人に通知する。

規則 18 登録に対する異議申立書

- (1) 第 43 条に基づく異議申立書は、公報での公告の日後 3 月以内に長官に送付しなければならない。
- (2) 異議申立書は、所定の手数料又はその納付の証拠を添えて正副 2 通提出するものとし、異議申立の理由の陳述を含まなければならない。
- (3) 長官は、異議申立書を受領したときは、写しを出願人に送付する。

規則 18A

- (1) 本規則又は法によって別途に定められている場合を除き、長官は異議申立手続の管理に関する指令を、長官が適切と考える形で発出することができ、また、特に、下記事項の何れも行うことができる。
 - (a) 文書、情報又は証拠を、長官が指定する期間内に提出するよう要求すること
 - (b) 文書の翻訳文を要求すること
 - (c) ビデオ会議その他の直接的口頭連絡による聴聞を行うこと
 - (d) 手続を併合すること
 - (e) 手続の一部を別の手続として取り扱われるよう命令すること
 - (f) 本規則 20, 21, 22 及び 23 に従い、長官が容認できないと考える証拠を拒絶すること

規則 19 答弁書

- (1) 異議申立書の写しの交付を長官から受けた後 3 月以内に、出願人は、所定の手数料又はその納付の証拠を添えて、答弁書正副 2 通を長官に提出しなければならない。
- (2) 長官は、答弁書を受領したときは、その写しを直ちに異議申立人に送付する。また、所定の期限内に答弁書の受領がない場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

規則 20 異議申立の裏付証拠

- (1) 規則 19 に基づく答弁書の写しの交付を長官から受けた後 3 月以内に、異議申立人は、誓約により、自己が異議申立の裏付のために引用を希望する証拠を長官に提出し、出願人にその写しを送付しなければならない。
- (2) 長官から別段の指示がない限り、本条規則に基づく証拠の提出を怠る異議申立人は、自己の異議申立を放棄したものとみなされ、長官は、それに応じて出願を処理する。

規則 21 出願の裏付証拠

(1) 登録に対する異議申立人が規則 20 に基づく証拠を提出した場合は、出願人は、当該証拠の写しを受領した後 3 月以内に、誓約書により、自己が出願の裏付のために引用を希望する証拠を長官に提出し、異議申立人にその写しを送付しなければならない。

(2) 出願人が本規則に基づく証拠の提出を選択しない場合は、証拠提出期間は完了したものとみなし、手続は本規則25に従って進行する。

規則 22 異議申立人による応答証拠

(1) 異議申立人は、規則 21 に基づき長官に提出された証拠の写しを受領後 2 月以内に、誓約書により長官に証拠を提出し、出願人にその写しを送付しなければならない。

(2) 本条規則に基づき異議申立人から提出される証拠は、応答する事項に厳密に限定される。

規則 23 追加証拠

長官に対する手続において、追加証拠は提出することができない。ただし、長官が、自己が費用その他につき適切と考える条件で、出願人又は異議申立人に対して証拠を提出することを許可する場合はこの限りでない。

規則 24 証拠書類

(1) (a) 異議申立において提出された宣言につき証拠書類がある場合は、当該証拠書類の写し又は刷りが相手方に送付される。ただし、当該写し又は刷りを容易に提出することができない場合はこの限りでない。

(b) 当該写し又は刷りを容易に提出することができない場合は、当事者による閲覧のために原本が長官に対して提出されるものとし、写し又は刷りが容易に提出され得るか否かにつき発生する疑義は、長官が決定する。

(2) 証拠書類の原本は、長官が別段の指示をしない限り、異議申立の聴聞において呈示される。

規則 25 聴聞

(1) 証拠が完備したときは、長官は、当事者の各々に対して、次の何れを望むかを選択するよう要請する。

(a) 聴聞に出頭すること、又は

(b) 聴聞に出頭する代わりに、書面による意見書を提出すること

(2) 各当事者は、当該要請の日から 2 月以内に、(1)に従う自己の選択を長官及び相手当事者に表明する。当事者は、長官の許可がない限り、意見書の提出もせず、聴聞への出頭もしないという選択肢はない。

(2A) (6)に関し、(1)の選択をしなかった当事者は、証拠及び主張の提出を終了したものとみなす。

(3) 聴聞に出頭する代わりに意見書を提出することを選択した当事者は、自己の事件の裏付けとして引用することを望む意見書を、(1)にいう要請の日から 4 月以内に長官に提出し、かつ、提出した意見書の写しを相手当事者に送付しなければならない。

(3A) (a) 当事者の双方が意見書を提出することを選択した場合は、長官は、各当事者に対して、相手方当事者の意見書を送付する。

(b) (3)に基づく、他方当事者の意見書の受領から1月以内に、各当事者は長官に対し、他方当事者の意見書に応答する事項のみに限定した意見書を提出することができ、また、そのように提出した意見書の写しを他方当事者に送付しなければならない。

(4) 何れの当事者も聴聞への出頭を選択しない場合は、各当事者は、(3)に基づく相手当事者の意見書の受領から1月以内に、相手当事者の意見書に応答する事項のみに限定された意見書を長官に提出しなければならない。当事者は、提出した意見書の写しを相手当事者に送付する。

(5) 何れの当事者も、更なる意見書の提出をすることはできない。ただし、長官が費用その他に関し自己が適切と考える条件でそうすることを許可する場合は、この限りでない。

(6) 何れかの当事者が聴聞への出頭を選択した場合は、長官は、(3)にいう期間が経過した後、当事者に聴聞日を通知する。当該聴聞日は、当事者がより短い期間を合意する場合のほかは、通知日後少なくとも30日とする。本条規則に従って聴聞への出頭を選択することを怠った当事者は、長官の許可がない限り、聴聞において聴聞されない。

(7) 聴聞に出頭を意図する当事者は、(6)に基づく通知の受領日後14日以内に、長官にその旨通知しなければならない。

(8) (7)に従って長官に通知することを怠った当事者は、聴聞を望まないものとして取り扱われ、長官はそれに応じて行動することができる。

規則 26 出願の補正

(1) 出願に係る商品又はサービスを限定する第44条(1)に基づく通知が、出願の公告後、規則18(1)に基づく異議申立書に回答して又は異議申立手続中に受領される場合は、次の規定が適用される。

(i) 長官は、当該限定の公告後、当該限定を異議申立人に通知する。

(ii) (i)に基づき長官による通知を受けた異議申立人は、長官からの通知日後1月以内に、異議申立を放棄すること、規則18により提出された異議申立書を補正すること又は異議申立書を基礎とする異議申立を遂行することの何れを望むかを長官に通知する。

(iii) 許容期限内に(i)に基づく長官からの通信に回答しない異議申立人は、提出されたとおりの異議申立書の手続を遂行することの希望を表明したものとみなされる。

(iv) 異議申立人が、(i)に基づく通知に回答して、異議申立書を補正することを決定する場合は、それに応じて長官に通知し、同時に補正された異議申立書正副2通を長官に提出するものとし、当該補正書の写しは、長官により出願人に送付され、当該補正書が、規則18に基づく異議申立書とみなされ、規則18から規則25までが適用される。

(v) 異議申立書が、出願に係る商品又はサービスを限定する通知の公告前に、第43条(2)に基づき長官に提出されていなかった場合は、第43条(2)に基づく異議申立書は、第44条(1)による通知により限定された公告済出願に係るものとし、その場合は、異議申立書提出の所定の期間は、商品又はサービスを限定する通知が長官により公告された日に開始するものとみなす。

(2) 公告済の出願を補正するための第44条(3)に基づく請求が、規則18(1)に基づく異議申立書に回答して又は異議申立手続中に提出される場合であって、当該補正案が、出願に係る

標章の表示又は出願に係る商品若しくはサービスに影響を及ぼす場合は、長官は、当該補正案を公告し、(1)(i)から(v)までが、適宜修正の上、適用される。

(3) 出願を補正するための第44条(3)に基づく請求が、出願の公告日前に提出され、当該補正案が出願に係る標章の表示又は商品若しくはサービスに影響を及ぼす場合は、長官は、出願を受理するときは、補正された出願を第43条(1)に基づき公告させ、その後、規則18から規則25までが適用される。

規則 27 長官の決定及び理由の通知

(1) 規則 25 に基づく長官の下での聴聞又は意見書の提出に続く裁量権行使による長官の決定は、関係当事者に通知される。

(2) (1)に基づく決定の理由陳述書は、決定の通知日後1月以内に所定の手数料を以って聴聞の当事者から長官に請求があったときは、提供される。

(3) 当事者間の手続に続き、理由陳述書が当事者の1に提供される場合は、長官は、当該陳述書の写しを他の当事者の各々に提供する。

標章の分割、併合及び連続標章

規則 28 標章の分割

- (1) (a) 長官による出願の受領通知が交付される前は何時でも、出願人は、長官に対して、出願(「原出願」)の、2以上の別個出願(「分割出願」)への分割の請求を送付することができ、その際、各分割出願について、原出願の商品又はサービスのうち分割出願の対象となるものを表示する。分割出願の請求は、所定の手数料を伴う。
- (b) 分割出願は、規則 12(2)及び(3)に従うものとし、法及び本規則の適用上、別個の出願とみなされる。ただし、第 37 条(3)適用上の所定の手数料は、分割出願の出願時には納付を要さない。分割出願は、原出願と同じ出願日及び優先日(存在する場合)を有する。
- (c) (a)に基づく請求は、原出願との関連において、分割出願により保護の対象とされる商品又はサービスが原出願から除外される効果を有する。
- (2) 原出願の分割に際し、ライセンスの付与又は約定担保権その他標章に基づく権利に係る詳細が長官に対して通知済であった場合は、当該通知及び詳細は、分割出願の各々に関して適用されるものとみなす。
- (3) 出願人は、出願の公告後、規則 18 に基づく異議申立書に応答して又は異議申立手続中に、出願分割の請求を提出することができる。出願人が当該請求を提出した場合は、長官は、異議申立人に通知するものとし、規則 26(1)(ii)、(iii)及び(iv)の規定が異議申立手続に適用される。

規則28A

- (1) (a) 長官による出願登録の後の如何なるときにも、所有者は長官に対し、その登録(「原登録」)を2以上の個別の登録(「分割登録」)に分割するための請求書を送付することができる。請求書には、個々の分割登録に関し、原登録の商品又はサービスの範囲内の商品又はサービスを記載しなければならない。
- (b) 登録分割請求には、所定の手数料が添付されなければならない。
- (2) 分割登録は、法及び本規則の適用上、別個の登録として取り扱われる。分割登録は、原登録と同じ出願日及び(存在する場合は)優先日を有する。
- (3) (1)(a)に基づく請求は、原出願に対しては、分割登録の対象とされる商品又はサービスは、原出願から除外される効果を有する。
- (4) 原出願であって、その標章に係るライセンスの付与、担保権その他の権利の明細が長官に通知されているものが分割された場合は、その通知と明細は、該当するときは、個々の分割登録に対しても適用されるものとみなす。

規則 29 別個の出願又は登録の併合

- (1) 同一標章につき、別個の登録出願をした出願人は、何れかの出願を受理する通知が出願人に交付される前のいつでも、別個の出願を単一出願に併合することを長官に請求することができる。
- (2) 長官は、出願の全てが次のとおりであることに納得する場合は、出願を単一出願に併合する。
- (a) 同一の商標に係わること、及び

- (b) 同一の出願日及び優先日を有すること
- (3) (4)にいう条件に従うことを条件として、自己の名義で別個に登録された2以上の標章の登録所有者である者は、別個の登録を単一の登録に併合することを長官に請求することができる。
- (4) (3)にいう条件は、次のとおりとする。
- (i) 別個の登録の各々が、同一の標章に係るもので、同一の登録日(第45条(3)に規定のとおり)及び第40条又は第41条により同一の優先日(存在する場合)を有する。
- (ii) 併合すべき登録の何れかにつき、登録可能な取引が登録簿に記録されている場合は、
- (I) 登録可能な取引によりその登録に利害関係を有する者が少なくとも請求日の3月前に併合提案の通知を受け、それに異論を唱えなかったことを所有者が証明しない限り、長官は、登録を併合しない。
- (II) 長官は、併合された登録に関し、登録可能な取引の関連する明細を登録簿に記入するが、その際、登録可能な取引が関係する併合された登録の特定の商品又はサービスの詳細を含めて、それが併合された登録に影響を及ぼす範囲を明示する。
- (iii) 標章は何れも、権利放棄若しくは制限条項の下で登録されてはならず又はそのように登録されている場合は、放棄若しくは制限条項の内容は、各々の標章につき同一でなければならない。
- (5) 長官は、(3)に基づく請求を考慮の上別個の登録を併合することができることに納得する場合は、単一登録に関し登録簿にされるべき記入を決定する。
- (6) (5)にいう登録簿への記入の後には、別個の登録は、記入日時時点で登録簿から削除されたものとみなし、法及び本規則の適用上、当該記入が登録商標であるものとみなす。
- (7) (3)から(6)までの規定は、団体標章又は証明標章である標章については適用されない。

規則30 連続商標の登録

- (1) (a) 連続商標の所有者は、長官に対して、6以下の連続する商標を含むことを条件として、単一の登録における連続としての登録を請求することができ、当該請求には、連続のものとして主張される各商標の表示を含める。
- (b) 連続商標の登録出願が3以上の商標を含む場合は、当該出願は、2商標を超える各商標について所定の手数料を納付しなければならない。
- (c) 長官は、標章が連続を構成することに納得する場合は、単一登録としてそれらを登録することができる。

団体標章及び証明標章

規則 31 第 54 条に基づく出願

- (1) 出願人は、団体標章の登録出願日後 6 月以内に長官に対して標章の使用を管理する規約を提出するものとし、当該規約には所定の手数料を添える。
- (2) 法第 1 附則の 7(2)及び 7(3)の適用上、当該項にいう指定条件が出願人に対して通知される日後 3 月の期間がここに定められる。
- (3) 法第 1 附則の 8(1)の適用上、標章の使用を管理する規約は、公報での出願の公告日以後公衆の閲覧に供するものとし、当該規約に対して異議申立又は意見書を提出することができる期間は、当該公告日後 3 月とする。
- (4) 法第 1 附則の 8(1)に基づく異議申立書は、異議申立の理由陳述書を含み、所定の手数料を伴う。
- (5) 長官は、異議申立書の写しを出願人に送付し、その後、本件の決定前に踏むべき手続を決定する。

規則 32 団体標章の使用を管理する規約の補正

- (1) 団体標章の使用を管理する規約が補正される場合は、補正された規約が、法第 1 附則の 10 に従って長官に提出されなければならない。
- (2) 補正した規約の受諾後、長官はその旨の通知を登録簿及び公報において公告する。当該通知は受諾日を記載するものとし、また、補正された規約の副本は、庁において公衆の閲覧に供される。

規則 33 第 55 条に基づく出願

- (1) 出願人は、法第 2 附則の 7(3)に基づく手続遂行の許可日後 6 月以内に、標章の使用を管理する規約を提出し、所定の手数料を納付しなければならない。当該規約は、出願人の選択により、所定の手数料を伴って、より早い日に長官に提出することができる。
- (2) 長官が出願の処理を許可する場合において、出願人が(1)にいう規約を提出するときは、長官は、報告書を大臣に提出する。大臣は、法第 2 附則の 8 に基づき指示する前に、必要な場合は、出願人を聴聞することができる。
- (3) 法第 2 附則の 8(2)及び(3)の適用上、大臣により賦課される条件の通知日後 4 月の期間がここに規定される。
- (4) (a) 法第 2 附則の 9 の適用上、標章の使用を管理する規約は、第 43 条(1)による公報での出願公告日以後公衆の閲覧に供されるものとし、また、当該項の規定に基づき異議申立をすることができ又は意見書を提出することができる期間は、当該公告日後 3 月とする。
(b) 法第 2 附則の 9 に基づく異議申立書は、異議申立の理由の陳述書を含むものとし、所定の手数料を伴う。
(c) 異議申立書は大臣に対して提出され、異議申立人は、同時に、長官に対して写しを提出する。異議申立書を受領したときは、大臣は、当該申立書の写しを出願人に送付の上、本件の決定を下す前に踏むべき手続を決定する。

規則 34 証明標章の使用を管理する規約の補正

- (1) 登録された証明標章の所有者が、標章の使用を管理する規約が補正されることを請求する場合は、希望する補正事項を表示する規約草案が、長官に提出されなければならない。
- (2) 適切と思われる場合は、大臣は、(1)に基づく規約補正請求を公告させる。
- (3) (a) 何人も、(2)に基づく公告日後3月以内に、法第2附則の7(1)(a)を満たしていないこと又は標章所有者が標章登録の対象である商品又はサービスを証明する能力がないことを理由として、補正規約に対する異議申立を大臣に通知することができる。
(b) 異議申立書には、補正規約が異議申立される理由を十分に説明する陳述書を添えなければならない。
- (4) (3)に基づく申立書及び陳述書の写しは、大臣が標章所有者に送付する。
- (5) 大臣は、当事者に聴聞を受ける機会を与えることなく本件を決定しない。
- (6) 補正規約に対する大臣の同意の上、長官は、補正規約の写しが庁において公衆に閲覧可能である旨を公報で公告する。

登録商標の変更及び放棄

規則 35 登録商標の変更

(1) 第 49 条(1)に基づく請求は、その理由を述べるものとし、長官は、商標所有者による請求を裏付ける証拠の提出を請求することができる。

(2) 第 49 条(1)に基づく請求が長官により公報に公告される場合は、第 49 条(3)に基づく異議申立書は、請求公告日後 3 月以内に長官に提出しなければならない。異議申立書は、請求が異議申立される理由を十分に述べるものとし、所定の手数料を伴う。申立書を受領したときは、長官は、その写しを商標所有者に送付し、要求がある場合は、本件の決定を下す前に当事者を聴聞する。

規則 36 登録商標の放棄

(1) 登録商標放棄の通知は長官に提出し、登録により保護される商品又はサービスであって標章放棄の対象となるものを指定する。

(2) 長官が、(1)に基づく放棄の通知に対して手続するには、商標所有者が当該通知において次のとおりとすることを条件とする。

(a) 当該人が、契約又はその他の協定若しくは取決により標章の放棄を禁止されていないことを証明すること

(b) 標章の利害関係人として登録簿に記入されている各人の名称及び住所を特定すること、及び

(c) (b)に基づき特定される各人が、商標所有者の標章放棄の意図を、長官に対する通知日の少なくとも 3 月前に通知されていること及び当該各人の何れも放棄に対して異議申立していないことを証明すること

(3) 商標所有者以外の者が標章に利害関係を有しており、当該人の名称が(2)(b)にいう名称一覧に含まれていないことが、登録簿から長官に判明する場合は、長官は、当該利害関係人に対して放棄案を通知することを商標所有者に要求することができ、また、本項により通知を受けた者が(2)に規定の期限内に放棄に対して異議申立していないことに納得するまで、手続しない。

(4) 商標所有者が本条規則の要件を遵守している場合は、長官は、商標の放棄を登録簿に記入し、放棄の通知が公報に公告される。

(5) (4)にいう通知の公報での公告日後、登録の効力は、当該標章が放棄された範囲まで適用を停止する。ただし、当該日前になされた行為に関して如何なる侵害訴訟も発生しない。

更新及び回復

規則 37 登録更新の督促

商標登録又はその更新の満了前 6 月以後に、長官は、(規則 38 に基づき更新が既になされている場合を除き)当該規則の規定により登録を更新することができる旨及び満了日の通知を登録所有者に対して送付する。ただし、長官は当該送付を行わない場合の責任を負わない。

規則 38 登録の更新

商標登録の更新請求は、登録の又は場合によりその更新の満了前 6 月以後何時でも第 48 条に基づく更新請求の提出により行い、所定の手数料又はその納付の証拠を添える。

規則 39 登録の更新の遅れ及び削除

(1) 商標登録の又はその更新の満了に際し、更新手数料が納付されていない場合は、長官は、当該事実を公告する。また、商標登録の又はその更新の満了日後 6 月以内に更新請求が更新手数料及び所定の追加手数料を伴って提出される場合は、長官は、登録を更新して商標所有者に通知する。

(2) 更新請求が所定の更新手数料及び追加手数料を伴って提出されない場合は、長官は、規則 40 の規定に従うことを条件として、標章を登録簿から削除する。

(3) 標章登録証の交付日が、第 47 条に規定する 10 年の満了前 2 月より後である場合は、次の規定が適用される。

(i) 登録の更新請求が規則 38 に基づき提出され、所定の手数料が納付されるべき期間は、10 年期間の満了前又は登録証の交付日から 6 週間の何れか遅い方とする。

(ii) 長官は、(1)に基づく未納の通知を(i)に規定する該当期間の満了前には公告しない。

(iii) 本条規則の他の規定は、(i)及び(ii)における修正に従うことを条件として適用される。

規則 40 登録の回復

(1) 標章が、登録の更新漏れにより登録簿から削除されている場合において、長官は、標章削除の公告日から 6 月以内に適正な更新手数料及び適正な回復手数料を伴って提出される請求により、更新漏れの状況を斟酌して長官が納得するときは、標章を登録簿に回復させ、かつ、登録を更新する。

(2) 登録の回復は、公報に公告される。

取消、無効及び更正

規則 41 取消、無効宣言及び登録簿更正の請求手続

- (1) 第 51 条に基づく取消、第 52 条に基づく無効宣言又は第 67 条に基づく登録簿の誤記若しくは脱漏の更正についての請求は、請求理由の陳述書を含み、所定の手数料を伴わなければならない。
- (2) (1)に基づき登録商標の所有者以外の者により請求がなされた場合は、長官は、請求及び陳述書の写しを当該所有者に送付する。
- (3) (a) 第 51 条に基づく取消について又は第 67 条に基づく登録簿の誤記若しくは脱漏の更正についての請求が長官になされた場合は、請求及び陳述書の写しを長官が商標所有者に交付した後 3 月以内に、商標所有者は、長官に対して意見書を提出することができ、長官はその写しを請求人に送付する。
(b) 第 51 条(4)に基づく取消請求が第 51 条(1)(a)又は(b)に規定する不使用の理由を根拠とする場合は、商標所有者は、意見書と共に自己による標章使用の証拠を提出しなければならない。その提出を怠る場合は、長官は意見書を却下し、請求を認可することができる。
(ba) 商標所有者が使用の証拠を添付して意見書を提出している場合は、当該所有者はその写しを請求人に送付しなければならない。
- (c) 第 52 条に基づく無効宣言についての請求が長官になされた場合は、規則 19 から規則 25 までの規定が準用される。
- (d) (c)の規定に拘わらず、長官は、所有者が意見書を提出しないことのみを理由として商標の無効を宣言してはならない。
- (4) 第 51 条に基づく取消について又は第 67 条に基づく登録簿の誤記若しくは脱漏の更正についての請求が長官になされた場合は、長官は、自己が決定する期限内に追加の証拠、陳述書又は意見書の自己に対する提出を要求することができる。
- (5) (3)(b)に従うことを条件として、長官は、当事者からの要求があった場合は、請求についての決定を下す前に当事者を聴聞する。

登録簿

規則 42 登録簿の様式

第 66 条(1)に基づき長官による維持管理を要する登録簿は、長官が決定する様式により備えることができる。

規則 43 登録商標の詳細の登録簿への記入

登録に際し、各々の商標につき次の詳細が登録簿に記入される。

- (a) 第 45 条(3)により決定される登録日(即ち、登録出願の出願日)
- (b) 第 45 条(5)に規定する登録公告日
- (c) 第 40 条又は第 41 条に従って主張される優先日(ある場合)
- (d) 商標所有者の名称及び宛先
- (e) 規則 10 により提出される送達のための宛先
- (f) 標章登録の条件としての権利の部分放棄又は制限
- (g) 標章登録対象の商品又はサービス及びそれらの類
- (h) 標章が団体標章又は証明標章である場合は、その事実、及び
- (i) 第 10 条(6)による、当該条文に係る先の商標又は他の先の権利の所有者による同意

規則 44 登録可能な取引の詳細の登録簿への記入

第 29 条の適用上、次の事項が登録可能な取引に関し登録簿に記入されるべき詳細である。

- (a) 登録商標又はそれに係る何らかの権利の譲渡の場合は、
 - (i) 譲受人の名称及び住所
 - (ii) 譲受人の権利の根拠である書類の内容及び日付、及び
 - (iii) 譲渡が、標章に係る何らかの権利に関するものである場合は、譲渡された権利の説明
- (b) 登録商標に基づくライセンスの付与又は譲渡の場合は、
 - (i) ライセンシーの名称及び住所
 - (ii) ライセンスが、排他的又は非排他的ライセンスであるか否か
 - (iii) ライセンスが制限されている場合は、その制限の説明、及び
 - (iv) ライセンスの期間が、特定期間であるか又はそのように確認可能なものである場合は、その期間
- (c) 登録商標又はそれに係る何らかの権利に対する約定担保権の付与の場合は、
 - (i) 被付与者の名称及び住所
 - (ii) 権利の内容(固定又は流動)、及び
 - (iii) 担保された標章に基づく当該担保及び権利の範囲
- (d) 人格代表者による、登録商標又はそれに係る何らかの権利に関する継承財産付与証書の作成の場合は、
 - (i) 当該証書により登録商標又はそれに係る何らかの権利を付与される者の名称及び住所
 - (ii) 証書の日付、及び
 - (iii) 証書の内容
- (e) 登録商標又はそれに係る何らかの権利を移転する裁判所その他所轄当局の命令の場合は、
 - (i) 譲受人の名称及び住所

- (ii) 命令の日付及び詳細、及び
- (iii) 移転が標章に係る何らかの権利の場合は、移転される権利の説明
これらいずれの場合に、記入日が記入される。
- (f) 法の作用により生じる事項であって、登録商標又はそれに係る何らかの権利の所有権に影響を及ぼすもの場合は、
 - (1) 新たな所有者の名称及び住所、及び
 - (2) 新たな所有者の利害、権利又は権原を確認する書類又は証書の内容及び日付

規則 45 第 29 条に基づく取引の登録請求

- (1) 第 29 条(1)に基づく請求は、書面によるものとし、所定の手数料及び自己の権原又は利害が登録簿に記入されるべき者の主張の基礎となる証書又は書類の認証謄本を添える。
- (2) 長官は、(1)に従って提出された証書又は書類が、自己の権原又は利害が登録簿に登録されるべき者の主張を証明することに納得しない限り、取引の詳細を登録簿に記入しない。
- (3) 取引が課税対象である証書によりなされる場合は、請求人は、当該証書が適正に印紙を貼付済であることを長官に納得させなければならない。

規則 46 第 31 条に基づく通知

- (1) 第 31 条による長官宛の通知は、第 29 条(1)に基づく請求に係る規則 45 に規定の要件を遵守しなければならない。
- (2) 第 31 条による通知が譲渡に係るものであり、当該通知及び添付書類から見て長官にとって、譲受人が、本件商標の登録の上は、当該商標所有者として登録簿に記入されるべきことが判明する場合は、規則 43(d)に従って登録簿になされる記入は、それに応じて解釈する。
- (3) 第 31 条による通知が、ライセンス、約定担保権、継承財産付与証書又は裁判所命令に係るもので、当該取引の場合に長官にとって、その通知が当該商標にその登録時点で適用されると判明する場合は、長官は、登録がされたときは、当該詳細を登録簿に記入する。

規則 47 登録簿の閲覧

登録簿は、庁の各就業日であって窓口業務の時間内に、所定の手数料の納付を以って公衆の閲覧に供される。

規則 48 認証謄本等の提供

長官は、所定の手数料を以って請求があったときは、登録簿記入事項の認証謄本若しくは抄本又は不認証謄本若しくは抄本を提供する。

規則 49 登録簿上の名称及び宛先変更の請求

- (1) 長官は、登録商標の所有者又はライセンシーから所定の手数料を以って請求があったときは、登録簿に記入されている請求人の名称及び宛先の変更を記入するものとし、当事者は、登録簿上の変更時に通知を受ける。
- (2) 長官は、規則 10 に基づき送達のための宛先を提出済の者から請求があったときは、当該宛先が登録簿に掲載されている限り、何時でも当該宛先を変更することができ、関係人は、登録簿上の変更時に通知を受ける。

規則 50 分類の変更

(1) 第 68 条(1)により，長官は，登録簿の既存記入事項の補正を提案する場合は，提案を商標所有者に対して書面で通知し，かつ，提案を公報で公告する。

(2) 当該提案に対する異議申立書は，提案の公告日後 3 月以内に提出することができる。申立書は，異議申立の理由を陳述しなければならない。特に，第 68 条(3)の規定に係る事項を根拠とする理由を含まなければならない。

(3) 長官は，自己が係争問題に関連があるとみなす証拠を要求し又は容認することができ，異議申立人から請求があったときは，本件の決定を下す前に当該請求人に対して聴聞を受ける機会を与える。

(4) (2)に基づく異議申立書が，指定された期限内に提出されない場合は，長官は，(1)に基づき公告された提案に従って登録簿を補正する。

登録商標代理人

規則 51 登録請求

(1) 商標代理人登録簿への記入を求める第 86 条に基づく請求は、長官が承認する様式による書面で行うものとし、個人の場合は次のことを記載しなければならない。

(a) 当該請求を行う者の姓名及び自宅住所並びに当該人が登録商標代理人としての業務を遂行する予定の名称又は称号(当該人の姓名と異なる場合)

(b) 当該人が登録商標代理人としての業務を遂行する予定の住所

(c) 当該人の生年月日及び国籍

(d) 当該人の教育上及び職業上の資格についての完全な明細

また、本規則附則 1 の項目 33 に定める所定の手数料を添付しなければならない。

(2) 法人、法人格のない団体又はパートナーシップは、規則 51(5)(a)に基づいて設立された委員会が次のことを認めた場合は、商標代理人登録簿に登録されることができる。

(a) 法人又はパートナーシップがとりわけ商標代理人の役務の提供を引き受けたこと、これには次の目的で他者の代理人として行為する業務を含むがこれに限定されない

(i) アイルランド又はその他の場所において商標を出願する又は取得する目的、及び/又は

(ii) 上記商標の出願に関して又は別途これに関連する長官又は裁判所に対する手続を実施する目的、並びに

(b) 少なくとも 1 名の取締役、パートナー、管理職又は従業員がアイルランドにおいて商標代理人として登録されること

(3) 法人、法人格のない団体又はパートナーシップによる商標代理人登録簿への記入を求める請求は、長官が承認する様式により書面で行うものとし、次のことを記載しなければならない。

(a) アイルランドにおいて商標代理人として登録された法人、法人格のない団体又はパートナーシップの各取締役、管理職、パートナー及び従業員の姓名

(b) アイルランドにおいて商標代理人として登録された各取締役、管理職、パートナー及び従業員の生年月日及び国籍

(c) 商標代理人としての業務を遂行する予定の法人、法人格のない団体又はパートナーシップの名称又は称号

(d) 法人が商標代理人としての業務を遂行する予定の住所

(e) アイルランドにおいて商標代理人として登録された各取締役、管理職、パートナー及び従業員の教育上及び職業上の資格についての完全な明細

また、以下を添付しなければならない。

(f) 本規則附則 1 の項目 33 に定める所定の手数料

(g) 設立証書の写し、関係登録簿における記入又はその他の法人格の証拠

(4) (7)に従うことを条件として、何人も、次に該当する場合を除き、商標代理人登録簿に記入されない。

(a) (i) 国家試験委員会により行われる中等教育修了試験を受験し、同試験実施時に当該委員会により適用される基準に基づいて、当該試験の通常レベルの合格となる結果を達成していること、又は

(ii) 委員会の見解では、同等の適格性を有する資格を獲得していること、及び

- (b) 商標に係る法律及び実務の十分な知識を有していること
- (5) (a)規則 51(1)及び(3)に基づく商標代理人登録簿への登録請求は、その時点で長官である者及び大臣が当該目的のために任命する他の者により構成される委員会により検討される。
 - (b) 委員会は次のことを行う。
 - (i) 請求人が有する規則 51(4)に定める教育上及び職業上の資格に照らし、請求人の人格及び商標代理人の職責の実行に対する適性を考慮すること。委員会が請求人の適性について疑義を有する場合は、必要と認める科目において書面又は口頭の試験又はテストを受験するよう当該人に要求することができる。
 - (ii) 試験を実行する時及び場所を定めること、試験又はテストを実行するために1又は複数の試験官を任命すること及び当該テスト又は試験に関して必要となるその他の手配をすること
 - (iii) 受領した請求数を考慮の上、登録請求の検討及びの必要なテスト又は試験をできる限り迅速に実行すること
 - (iv) 法人、法人格のない団体又はパートナーシップによる請求の場合は、規則 51(4)に定めるように、アイルランドにおいて商標代理人の役務の提供を意図する取締役、管理職、パートナー及び従業員の教育上及び職業上の資格を考慮の上、商標代理人業務を遂行する当該法人又はパートナーシップの適性を考慮すること。委員会が商標代理人業務を遂行するための請求を行う法人又はパートナーシップの適性について疑義を有する場合は、アイルランドにおいて商標代理人の役務の提供を意図する者の一部又は全部に対し、必要と認める科目において書面又は口頭の試験又はテストを受験するよう要求することができる。
- (6) 委員会は、(4)に定める必要な教育上の資格を請求人が有することを証明する目的で、請求人に対してその旨の証拠を提出するよう要求することができる
- (7) ただし、請求人が有する教育上及び職業上の資格に照らして、請求人は登録商標代理人の職責を実行するのに適していることが他の点で認められる場合は、委員会は、規則 51(4)(a)又は(b)にいう要件を放棄又は変更することができる。

規則 51A 資格等の証拠

第 85 条(4B)(a)(b)及び(c)の適用上、次が定められる。

- (a) 第 85 条(4B)にいう者が関係する活動を行う目的で EEA 加盟国に定住していることを示す証拠
 - (b) (第 85 条の意味内での)適切な資格の証拠であって、
 - (i) 学位免状又は証明書のような証拠、又は
 - (ii) EEA 加盟国の所轄当局により授与された公式資格の証拠であって、第 85 条(4B)にいう者がその国において商標代理人として行為する資格を有することを示すもの、及び
 - (c) 次のもの、すなわち、
 - (i) (c)(i)に該当する場合は、パスポート、国籍識別カードその他の国籍証明書の写し
 - (ii) (c)(ii)に該当する場合は、次の項目にいう事項の証明が(a)にいう証拠により提供されない限り、
 - (I) 法人設立認可証、関連する登録簿への記入又はその他取得された法人格の所有証明書の写し
 - (II) 証明書又は関連する登録簿への記入の写しであって、その者の登録事務所、管理拠点又

は主要営業所を特定するもの又はその所在地の証拠

規則 51B 一定の事情の変化については長官に通知すべきこと

ある者が第 85 条(4B)にいう証拠を長官に提供した後に、当該人が EEA 加盟国で商標代理人として行為し続ける資格に影響を及ぼす重大な事情の変化が生じた場合は、当該人は、直ちに書面により、その事情の変化を長官に通知しなければならない。

規則 52 代理人の権限の証拠を要求することができる

長官は、代理人に対して通知書の送付により当該代理人の権限の証拠を提出するよう要求することができる。

規則 53 商標代理人登録簿への記入

(a) 第 86 条及び本規則の規定に従うことを条件として、人は、所定の手数料の納付を以って、長官により商標代理人登録簿に登録される。

(b) 当該登録簿への記入は、登録日を含むものとし、パートナーシップ、法人又は法人格のない団体の場合は、その事業名及び住所並びにアイルランドにおいて商標代理人として登録されている各取締役、管理職、パートナー又は従業員の姓名及び自宅住所、また個人の場合は、当該請求人の姓名、事業名(存在する場合)、国籍、自宅及び事業上の住所、当該請求人の記入資格並びにその他長官が要求する詳細を含む。

(c) 登録簿に記入されている人の住所を変更する場合、長官は、当該人から書面による請求を受領したときに新住所を記録する。

規則 54 商標代理人登録簿の記入事項の公告

長官は、商標代理人登録簿の記入事項を公報で公告するものとし、その公告は、当該登録簿に掲載されている名称のアルファベット順リストを以って毎年 3 月末前に行う。

規則 55 年次登録手数料の納付

登録ごとの所定の年次手数料は、翌年分が毎年 12 月 1 日前に納付されなければならないが、当該日後 1 月以内に納付されない場合は、長官は、登録商標代理人の登録事業所の住所宛に通知書を送付し、通知書に掲載される日以前に当該手数料を納付するよう当該代理人に要求する。当該手数料が通知書に指定する期限内に納付されない場合は、長官は、当該代理人の名称を商標代理人登録簿から抹消させることができる。

規則 56 商標代理人登録簿からの削除の請求

商標代理人登録簿に登録されている者であって、当該登録簿からの削除を望む者は、その旨の請求を書面で長官に提出し、長官は当該請求により、それに応じて登録簿を補正する。

規則 57 第 88 条(3)に基づく裁判所への請求の長官に対する通知

ある者が、第 88 条(3)に基づき長官による決定の取消を求める裁判所への請求をなす場合は、当該請求の長官に対する通知は、書面により、当該人が裁判所へそのように請求をなす時点で提出しなければならない。当該通知には、請求の写しを添えなければならない。

規則 58 商標代理人登録簿への回復の請求

- (1) 第 89 条(3)に基づき商標代理人登録簿へ回復されることを望む者は、長官に対して書面でその旨請求しなければならない。
- (2) 第 89 条(4)に基づく請求は、書面で行わなければならない。

規則 59 長官は一定の代理人との関係を拒絶することができる

長官は、法に基づく何らかの業務につき次の者の承認を拒絶することができる。

- (a) 商標代理人登録簿から名称が削除され、回復されていないか又は一時的に停止されている個人
- (b) 当該登録簿に登録されている個人の場合は、不祥事を根拠として当該登録簿から当該人が削除される虞のあるような行為で有罪であったと大臣が判断する者
- (c) 1954 年から 2011 年までの事務弁護士法に基づき維持されている事務弁護士名簿から名称が抹消されその後回復されていない事務弁護士
- (d) 第 85 条(4A)の要件をもはや満たしていない者
- (e) 第 85 条(4B)にいう者であって、規則 51A 又は 51B を遵守していないもの

長官の権限及び義務，証拠並びに費用

規則 60 情報の提供及び書類の閲覧

- (1) 法又は本規則に基づき長官が提供すること又は閲覧に供することを認められ又は義務付けられている情報又は書類に加え，本条規則の以下の規定が，商標登録出願及び登録商標に係る情報又は書類に適用される。
- (2) 登録出願に続き，長官は，規則 12(2)に従ってなされた出願及び規則 13 に基づき提出された証明書の写しの閲覧を許可する。
- (3) 第 70 条(1)の適用上，次の書類及び情報がここに規定される。
 - (a) (2)にいう書類
 - (b) 当事者間の手続につき下された長官の決定の根拠に係る陳述書
 - (c) 規則 18 に基づき提出された異議申立書
 - (d) 規則 35(1)に基づく請求
 - (e) 規則 36(1)に基づく放棄の通知
 - (f) 規則 41(1)に基づく請求
 - (g) 登録出願に関して，その公告前に，第 44 条に基づく通知がなされたか又は請求がなされたか否かについての情報及び当該通知又は請求の結果
 - (h) 規則 45(2)に基づき長官に対して提出され，庁において保管されている証書又は書類であって，その提出者が承諾するものは，閲覧することができる。
- (4) 第 70 条(1)に基づく請求は，書面によるものとし，当該請求が情報の提供を請求するものである場合は，所定の手数料を添えなければならない。
- (5) 請求が書類の閲覧を求めるものである場合は，長官は，請求された書類が庁において閲覧可能な時間を請求人に対して通知する。庁での書類閲覧に係る所定の手数料は，閲覧時に納付されなければならない。

規則 61 聴聞

- (1) 第 71 条の適用上，長官は，出願人，商標所有者又は当事者に対して，当該人は聴聞を受けることができる旨を通知する。
- (2) 本規則により別段の規定がある場合を除き，聴聞の請求は，(1)に基づく長官による通知日後 21 日以内にしなければならず，所定の手数料を伴う。
- (3) 聴聞の請求を受領したときは，長官は，手続の相手方当事者に通知するものとし，当該当事者は，出頭し聴聞を受けることを望む場合は，通知後 21 日以内にそれに応じて長官に通知し，所定の手数料を納付する。長官は，当事者に 10 日以上 の 事前通知を以って聴聞の日時を伝えるが，ただし，当事者がより短い事前通知に同意する場合は，この限りでない。
- (4) 本条規則により指定される聴聞への出頭を怠る当事者は，聴聞を受けることを望まないものとみなし，長官は，それに応じて行動することができる。
- (5) 当事者間の手続において，何れかの当事者が，手続において未だ述べられていない書類への言及を意図する場合は，その意図を，当該人が言及予定の各書類の明細と共に，少なくとも 7 日の事前通知を以って相手方当事者及び長官に対して伝える。

規則 62 書類、情報又は証拠を要求する長官の権限

長官は、自己に対する手続の如何なる段階においても、自己が要求する書類、情報又は証拠が、自己が指定する期限内に提出されるよう指示することができる。

規則 63 期間を延長する一般権限

(1) (3)及び(4)に従うことを条件として、次の期間又は期限は、長官が適正と判断すれば延長することができる。

(a) (2)にいう規則に定める期間又は期限を除き、本規則により定められたもの、又は

(b) 何らかの行為をし又は手続を行うために長官により規定されたもの

(2) (1)の規定から除かれる規則は、規則 10(3) (送達宛先の提出を怠ること)、規則 12(5) (出願手数料の納付期限)、規則 18(1) (登録異議申立提出のための期間)、規則 19(1) (答弁書の提出のための期間)、規則 25(3) (当事者による、聴聞に出頭する代わりに意見書を提出する選択)、規則 39(遅れた更新)及び規則 40(登録の回復)である。

(3) (1)の規定に基づく延長の請求は、当該期間又は期限が満了する前にしなければならず、手数料の納付を条件とするものではない。

(4) (1)に基づく延長請求が、

(a) 当該期間又は期限の満了後 2 月以内になされる場合、及び

(b) 本項に基づき過去の請求がない場合、

長官は自己が指示するように期間又は期限を延長することができる。本項の規定を利用する人は、当該請求時に規定の手数を納付しなければならない。

(5) 長官に対する手続の当事者が本規則に基づき証拠を提出することができる期間が、他の当事者が証拠を提出することができる期間の満了を以って開始することになる場合において、長官に対して当該他の当事者が何らかの又は追加の証拠を提出することを望まない旨を通知するときは、長官は、指示を発して、前者の当事者が証拠を提出することができる期間を当該指示に規定する日に開始することができ、紛争の全ての当事者に当該日を通知する。

(6) (a) 通知、請求、納付その他書類の発信、作成又は提出について法、本規則又は長官が責任を持つその他の規則に規定する期間が、通信業務の中断、喪失又は遅延が生じた日として長官により認められる日に満了する場合は、当該期間は、当該中断、喪失又は遅延後の最初の日まで延長される。

(b) 本条規則において、「通信業務」とは、それによって文書が送付及び交付される業務を意味し、郵便及び電子通信を含む。

規則 64 費用

(1) 標章登録に対する異議申立が出願人による抗弁を受けない場合は、長官は、異議申立人に費用が裁定されるべきか否かを決定するに際し、異議申立書が提出される前に適正な通知が異議申立人により出願人に対して発せられていたならば手続が回避され得たか否かを斟酌する。

(2) 第 72 条(2)の適用上の所定の国は、1992 年 5 月 2 日オポルトで調印され、現に改正された欧州経済領域協定の加盟国である何れかの国である。

誓約書

規則 65 誓約書の様式

(a) 法若しくは本規則により要求され又は法若しくは本規則に基づく長官に対する手続において使用される誓約書は、関係する事項を見出しに掲げ、1人称で書かれ、連続番号を冠した段落に分けられるものとし、各々の段落は可能な限り1主題に限定する。

(b) 各誓約書は、誓約者の詳細及び真の居住場所を陳述し、提出者の名称及び住所を伴うものとし、何人のための誓約書提出かを陳述する。

規則 66 国外で作成された誓約書

法若しくは本規則により要求され又は法若しくは本規則に基づく長官に対する手続において使用される誓約書は、国外で作成され署名される場合は、その作成国において法律により誓約書を管理することを授権された者の前で作成署名されなければならない。

規則 67 誓約書を証明力のあるものにする公職者の印章の通知

誓約書を採用することを授権された者の印章又は署名の貼付、押捺又は署名を帯びた書類は、誓約書が当該人の面前で作成署名された証拠として、当該印章若しくは署名の証明又は当該人の宣誓をとる権限の公式性の証明がなくとも、長官の容認を得ることができる。

裁判所への請求及び裁判所の命令

規則 68 裁判所への請求

長官の機能である事項に係る法に基づく裁判所への請求は、請求人により長官に対して直ちに通知されなければならない。

規則 69 裁判所の命令

(a) 長官の機能に係る法に基づく事項において裁判所により命令がなされた場合は、当該命令の受益者又は複数の場合は長官の指示するそれらの者の 1 は、当該命令の認証謄本を庁に対して直ちに提出する。

(b) その結果、登録簿は、必要な場合は、長官により更正又は変更される。

雑則

規則 70 非就業日

庁において行為又は事項をなすにつき、法又は本規則により定められる最終日が、庁の非就業日(法及び本規則の適用上の非就業日とする)の何れかに当たる場合は何時でも、当該非就業日の翌日であって非就業日でない最初の日に当該行為又は事項をなすことを適法とする。

規則 71 調査

所定の手数料の納付を伴う請求により、長官は、指定の商品又はサービスにつき、2通の表示が出願に添付されている商標に類似する標章が調査日時点で記録されているか否かを確認するために調査を行わせることができ、調査結果を請求人に通知させる。

規則 72 係属中の登録出願

(1) 法の施行時に係属中であった出願が旧法に従って取り扱われる場合において、当該施行時に手数料が納付されていなかったときは、登録手数料納付請求の長官による交付及び当該手数料の納付期限に関して規則 73 の規定が当該出願に適用される。

(2) (i) (1)が適用される出願につき、標章登録証の交付日が、出願日後7年の期間の満了前2月より後の場合は、標章登録更新の請求がなされるべき期限は、当該7年の期間の満了前又は登録証交付日後6週間の何れか後の方である。

(ii) (i)が適用される出願に関し、登録更新手数料が(i)に規定される適正な期間の満了時に未納である場合は、当該手数料の未納の通知は、当該期間の満了時に長官により公告される。

(iii) (ii)に従うことを条件として、規則 39(1)及び(2)の規定が適用される。

規則 73 登録に必要な手数料の納付期限

第 45 条(2)の適用上の所定の期間は、登録につき所定の手数料の納付請求が長官により交付された日後2月とする。

規則 74 証拠、署名等を免除する権限

本規則に基づき、何人かが何らかの行為をなすこと若しくは書類に署名すること又は当該人自身のために若しくは法人の代表として何らかの宣言をすることを要求される場合又は何らかの書類若しくは証拠が長官に対して若しくは庁に対して作成若しくは提出される場合であって、かつ、正当に判断して、当該人がそのような行為若しくは事項をなし得ないこと又はそのような書類に署名することができないこと又はそのような宣言をすることができないこと又は当該書類若しくは証拠を前記の如く作成若しくは提出することができないことが長官が納得するように証明される場合は、長官は、自己が適正とみなす証拠提出を以って適正とみなす条件の下で、そのような行為、事項、署名、宣言、書類又は証拠を免除することを適法とする。

規則 75 補正の一般権限

補正につき法又は本規則による特別の規定がない書類は、補正することができ、また、長官の見解で何人の利益も害することなく未然に防ぐことができる手続上の欠陥は、長官が適正

とみなす条件及び様式の下で補正することができる。ただし、規則 63 に基づく期間又は期限を延長する長官の権限を害することなく、かつ、当該欠陥が庁の側の誤謬、怠慢又は脱漏に全面的若しくは部分的に帰すべきものである場合を除き、長官は、法又は本規則に規定の期限を変更することを指示しない。

規則 76 部分的譲渡

(1) 登録商標の譲渡が限定されており、標章登録の対象である商品又はサービスの一部のみに係る場合は、規則 45 が、第 29 条に基づく長官に対する請求につき適用される。

(2) 長官は、譲渡に係る関連事項を登録簿に記入する。

(3) (2)にいう記入がなされると同時に、長官は、譲渡に係る商品又はサービスの商標所有者としての譲受人の名義で標章を登録し、当該登録は、法及び本規則の適用上、独立した登録とみなされる。

(4) 登録商標の譲渡が限定されており、特定の様式又は特定の地域における標章の使用に係る場合は、(1)から(3)までの規定が、必要な修正を施して第 29 条に基づく請求につき適用され、加えて、次の規定が適用される。

(i) 譲渡が限定されており、特定の様式における商標の使用につき適用される場合は、(3)による登録は、使用予定の特定様式における標章の表示を含まなければならない。

(ii) 譲渡が限定されており、特定の地域における商標の使用につき適用される場合は、(3)による登録は、請求人が第 17 条の規定に基づく同様の効力への地域的限定に同意した登録出願の結果であるものとしての効力を有する。

規則 77 非排他的ライセンス

(1) 長官は、何人かによる請求書及び所定の手数料の納付を受けて、当該請求人に対して、公衆の閲覧に供されるコンピュータ上の商標データベースの一部又は全部の使用を許諾するライセンス(本条規則で非排他的ライセンスという)を付与し又は付与を拒絶することができる。

(2) 非排他的ライセンスは、ライセンスの付与時又はその後に、長官が課すことができ、そのライセンスに又はライセンスの所有者に付与若しくは送付される他の書類に指定することができる条件及び制限(存在する場合)に従う。

(3) 長官は、非排他的ライセンスの条件又は制限に係る違反があったことを確信する場合は、ライセンスを取り消すことができる。

(4) 非排他的ライセンスは、取り消されない限り、長官により決定される期限まで有効に存続する。

規則 78 係属中の出願変更のための様式

法の規定に従って決定される標章の登録性を有する旨を主張する法第 3 附則の 9(3)に基づく長官の通知は、様式 2 による。

規則 79 様式

(1) 本規則に述べる様式は、本規則附則 2 に示すものである。

(2) 商標登録又は第 69 条に基づいて法により長官に対して行うその他の手続を目的として

長官が使用することを求めるその他の様式及びその使用に関する指示も公表される。

(3) 公表された様式を使用する本条規則に基づく要件は、当該様式の複製又は長官が受け入れることができ、かつ、かかる様式の使用に関する指示を遵守した様式のいずれかの使用により充足される。

附則 1 納付手数料

規則 4

1996 年商標法(1996 年 No. 6)及び 1996 年商標規則(1996 年 S. I. No. 199)

参照 番号 (1)	項目 (2)	金額 (3)
1	第 37 条に基づく商標登録出願時	70
2	類手数料	
	(i) 2 以上の各類	70
	(ii) 規則 14(3)にいう追加の各類	70
3	(i) 規則 25(2)又は規則 61(3)に基づく, 聴聞へ出頭する意図の通知時	なし
	(ii) 聴聞の請求時(規則 61(2))	60
4	異議申立書の提出時	
	(i) 標章登録に対して(規則 18)	60
	(ii) 団体標章又は証明標章に関する規約に対して(規則 31(4)又は規則 33(4)又は	
	(iii) 登録商標の変更に対して(規則 35)	
5	答弁の提出時(規則 19)	なし
6	長官により下された決定の理由に係る陳述書の請求(規則 27(2))	190
7	第 44 条(1)に基づく, 出願の対象とする商品又はサービスを限定する通知時 又は出願の補正のための第 44 条(3)に基づく請求時	35
8	出願分割の請求時(規則 28)	125
8A	登録分割の請求時(規則 28A)	125
9	別個の出願又は登録を併合するための請求(規則 29)	125
10	団体標章又は証明標章の使用を管理する規約の提出時(規則 31(1)又は規則 33(1))	125
11	登録団体標章の使用を管理する補正規約の提出時(規則 32)又は登録証明商標 の使用を管理する規約の補正請求時(規則 34)	125
12	登録商標の放棄の通知時(規則 36)	なし
13	(i) 登録の更新(規則 38)	250
	(ii) 2 以上の各類に係る類手数料	125
	(iii) 登録更新の追加手数料(規則 39(1))	60
14	規則 40(1)に基づく請求時に納付すべき回復手数料	125
15	長官への次の請求時(規則 41)	
	(i) 標章登録の取消又は無効宣言	125
	(ii) 1996 年法に基づき維持管理される商標登録簿における誤記又は脱漏の 更正	6
16	1996 年法に基づき維持管理される商標登録簿における名称若しくは宛先又は その両方の変更を求める請求—請求において変更が適用される標章ごとに	6

17	規則 48 に基づき、登録簿の記入事項の認証謄本又は抄本を求める請求	25
18	商標の変更の請求時(規則 35)	60
19	出願又は登録商標に係る情報の請求時(第 70 条(1)及び規則 60)、請求情報の 1 件ごとに	6
20	期間の延長請求時(規則 63(4))、規則 63(1)にいう期間延長 1 月ごとに	30
21	第 29 条に基づく取引の登録請求時(規則 45)及び第 31 条に基づく通知時(規則 46)	
	(i) 1 標章につき	60
	(ii) 取引に関係する、請求又は通知に含まれる他の標章の各々につき 商標登録につき	6
22	商標の登録	
	(i) 出願が 1963 年法(1963 年 No. 9)に従って取り扱われる場合	102
	(ii) その他の場合	177
23	規則 71 に基づく調査の請求時	35
24	庁のコンピュータに保管され公衆の閲覧に供される商標データの分類表示の、 庁商標調査コンピュータ・システムによる調査遂行	なし
	(i) 4 分の 1 時間又はその一部につき	
	(ii) 紙へのコンピュータ出力において 商標に係る 30 を超える記録の各々について	
25	コンピュータ上の、1996 年法に基づく商標登録簿の全て又は一部の閲覧につ き、4 分の 1 時間又はその一部につき	なし
26	(i) 登録簿又は公衆閲覧用の書類の閲覧につき又は(ii) 紙上公開されている 商標分類表示間の調査の遂行につき、4 分の 1 時間又はその一部につき	なし
27	公衆の閲覧に公開される商標データの電子媒体又は紙上へのコンピュータ出 力又はアウトプットであって、第 24 項とは別のものにつき	なし
	(i) (ii)の規定とは別に請求されるデータについての商標記録の各々につき	
	(ii) 長官により課される条件を遵守する者により期間又は連続番号を基礎に 請求される商標記録の各々につき、第 29 項に規定の手数料	
28	特許庁の外部からの電話その他通信手段による、第 24 項又は第 25 項に指定 の情報へのアクセスであって、当該情報を調査又は閲覧するためのものにつき 及び当該調査の結果のコンピュータ出力につき、当該項目に規定の該当手数料 並びに追加として	なし
29	特許庁のコンピュータ化されたデータベースの使用を授権するライセンス(規 則 77 に基づく)	125
	特許庁のコンピュータ化されたデータベースの更新ごとに	70
30	公衆の閲覧に供される書類の写真複写又は複製 1 頁につき	0.3
31	手書、タイプ、印刷、写真による認証謄本、筆写の請求時、各々につき	3
32	国外登録出願に関し、使用証明書の請求時(規則 5 に基づく)	25
33	商標代理人登録簿への登録請求時(規則 51(1)に基づく)	50

33A	規則 51(3)にいう, 商標についての法律及び実務上の筆記試験の受験請求時	200
33B	商標についての法律及び実務上の筆記試験で得られた評価点の見直し請求時	70
34	商標代理人の登録簿への登録につき(規則 53(a))	125
35	毎年 12 月 1 日前に翌年分につき納付すべき商標代理人としての登録更新年金(規則 55)	250
36	1996 年法に基づく商標登録簿から効力を失っている事項を削除するための長官への請求時	なし
37	—	—
38	連続商標の単一登録での登録を求める規則 30(1)による請求時, 請求に含まれる 2 商標を超える各商標について	50

附則 2 様式 (略)